

(結果公表様式)

第2期東御市スポーツ推進計画（素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第2期東御市スポーツ推進計画（素案）に対するパブリックコメント
意見の募集期間	令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、市民ラウンジ、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 1人 (2) 提出意見数 46件
実施機関	東御市企画振興部文化・スポーツ振興課スポーツ係 電話：0268-75-1455 ファックス：0268-63-5431 電子メール：bunka-sports@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。	1	1
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。	1	17
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	26
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など	0	0
E	その他のご意見（質問、感想等）。	1	2
計		1	46

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（1人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	『第1章3計画の位置付け』について 東御市総合計画は上位計画であるのか、総合計画とスポーツ推進計画は別であるのか、「より効果的な施策を実施していくためにも、総合計画とは別に策定することが必要である」と考える主旨を明確に記載すること、位置付けの整合性を図ることを提案したい。	『3計画の位置付け (P.6)』における記載の一部を「必ずしも単独の地方スポーツ推進計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であるとの見解が示されました。しかしながら、本計画はスポーツ行政の計画的な遂行にあたり基盤となるものであり、より効果的な施策を実施していくためにも、総合計画の中で策定するのではなく総合計画の下位計画として策定することが必要であると考え、本計画の策定を行います。」に修正いたしました。	B
2	『第1章3計画の位置付け』において、本計画を主な関連計画の上位計画と位置付けると考えているか。	『3計画の位置付け (P.6)』の『図表 本計画の位置付け』に記載させていただきましたとおり、本計画はそれぞれの関連計画の上位計画ではなく、連携する関係であると考えています。	E
3	アンケート調査結果の数字の事実誤認の訂正について。	訂正いたしました。	B
4	基本施策に主な関連計画との整合が記載されていない。	いただいたご意見を参考に行動計画(アクションプラン)で明示してまいります。	C
5	『資料2 本市スポーツ推進計画策定体制』における関係課等との「調整」が不明確である。この調整には外部団体であるスポーツ協会、スポーツ推進委員、身体教育医学研究所、総合型地域スポーツクラブ、スポーツコミッション等があるが、図に掲載がない。	関係課等との調整とは、策定にあたっての協議でございます。なお、ご意見でございます外部団体は、『本市スポーツ推進計画策定体制 (P.26)』のスポーツ関係団体等に位置付けております。	E

6	『第4章2(1)推進体制について』のメイン主体が不明である。	東御市が主体であり、所管については文化・スポーツ振興課スポーツ係が担っております。なお、ご意見を踏まえて『2 施策の推進体制と役割 (P.21)』の図表を一部修正いたしました。	B
7	『第4章2(2)計画の実現を担う皆さんへの期待』が記載されているが、東御市の役割が明確ではない。	皆さんへの期待であるため、市の役割は明示しておりませんが、『2 施策の推進体制と役割(1)推進体制について (P.21)』の一部を「本市は市民のスポーツ参画人口の拡大、共生社会の実現、健康増進、郷土への愛着の醸成や地域経済の活性化等につながるスポーツに関する施策を総合的、体系的かつ戦略的に実施してまいります。」に修正いたしました。	B
8	『第4章2(3)各分野における市役所関係部局間の連携』に東御市主所管の記載がない。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
9	各施策の主体の記載が不明であり、個別施策の所管が明確ではない。	いただいたご意見を参考に行動計画(アクションプラン)で明示してまいります。	C
10	アクションプランに繋がる個別施策の記載として 『1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成』の<現状と課題>に、1-1①保育・幼児教育の充実に関するものがないので記載を提案したい。	1-1①は、『1 生涯にわたってスポーツに親しむ子どもたちの育成 (P.12)』の現状と課題を踏まえたものとして、幼児期からの施策を策定しております。	A
11	『1-1① 運動遊び・自然体験活動等による保育・幼児教育の充実』の「取り組みの充実を支援」する任務分掌はどこか。	いただいたご意見を参考に行動計画(アクションプラン)で明示してまいります。	C
12	『1-1① 運動遊び・自然体験活動等による保育・幼児教育の充実』と子ども・子育て支援計画との整合性を記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C

13	『1-2①学校体育及び教科外・放課後活動充実のための専門的支援』の「専門的支援」を行う任務分掌はどこか。	いただいたご意見を参考に行動計画（アクションプラン）で明示してまいります。	C
14	『1-2①学校体育及び教科外・放課後活動充実のための専門的支援』と東御市教育基本計画との整合性を記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
15	『1-2①学校体育及び教科外・放課後活動充実のための専門的支援』と第3期教育基本計画「基本目標4心と身体を育む教育(1)体力向上(体力づくり)」「基本目標6 青少年の健全育成の推進(4)子どもの放課後活動」との整合性を記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
16	『1-3①望ましい運動部活動のための支援体制づくり』の「事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底」「保護者の負担軽減を図るための支援」「環境づくり・体制づくり」と東御市教育基本計画との整合性を記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
17	『1-3①望ましい運動部活動のための支援体制づくり』の任務分掌を記載することを提案したい。	いただいたご意見を参考に行動計画（アクションプラン）で明示してまいります。	C
18	『1-3②中学でのスポーツ離れを防ぐための「ゆる部活・ゆるスポーツ」等の定着』の「活動機会の充実」と東御市教育基本計画との整合性を記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
19	『2-1①働き盛り世代へのスポーツ活動の普及・促進』において「市民参加型スポーツ大会・教室の開催、チャレンジデーへの継続的取組み」を変更した後の取り組みが分かる記載にすることを提案したい。	『2 計画策定の趣旨と目的(P.5)』に「また、計画の策定にあたって、前推進計画において一定の成果が得られ、今後も定例的に継続していくものや、他の個別施策との統合を必要とするものについては削除及び集約いたしました。」を追記いたしました。	B

20	『2-2①いつでも、どこでも、だれでも楽しめる場の提供』において「働き盛り世代へのスポーツ活動の普及・促進」から「スポーツ施設等（ハード）の整備と活用」に変更した取り組みが分かる記載にすることを提案したい。	番号19と同様の回答です。	B
21	『2-3①スポーツ推進委員活動の強化』の任務分掌を記載することを提案したい。	いただいたご意見を参考に行動計画（アクションプラン）で明示してまいります。	C
22	『2-3②スポーツ協会活動充実への支援』の「促進します」の任務分掌を記載することを提案したい。	いただいたご意見を参考に行動計画（アクションプラン）で明示してまいります。	C
23	『2-3③総合型地域スポーツクラブの支援』において SanyTOMI の主旨が記載されているが、「目指します」の任務分掌を記載することを提案したい。	『2-3③総合型地域スポーツクラブの支援（P.15）』の一部を「“子どもたちの健全な育ちを応援する”を基本姿勢に、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」地域のみんなが気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができるスポーツ活動により、誰もが健康でいきいきと暮らせる活力と魅力あるまちづくりに寄与することを目指して活動する総合型地域スポーツクラブ SanyTOMI（以下「SanyTOMI」という。）を支援します。」に修正いたしました。	B
24	『2-4 スポーツを通じたユニバーサルな地域社会づくり』を「活動等の充実」「交流事業」の2施策にした理由記載することを提案したい。	番号19と同様の回答です。	B
25	『2-4①身近で実施できるユニバーサルスポーツ、レクリエーション活動等の充実』において「スポーツ協会、スポーツ推進委員、身体教育医学研究所、総合地域スポーツクラブ等と連携」し、「高齢期におけるスポーツを積極的に推進」「障がい者のスポーツ活動」「ユニバーサル	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C

	<p>スポーツ、レクリエーション活動」と、多種の主体と抽象的なスポーツ種が記載されているが、アクションプランでは「ボッチャの普及」に行きつくのではないか、具体的に記載することを提案したい。</p>		
26	<p>『2-4②障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツを活用した交流事業』における障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツの活用は、ユニバーサルな地域の実現にとって十分条件でしかなく、ボッチャの普及が必ずしもユニバーサルな地域の実現ではない。 必要十分条件のような表現を改めることを提案したい。</p>	<p>『2-4②障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツを活用した交流事業 (P.16)』を「障がいのある方もない方も共にスポーツを「する」機会を提供し、参加者の皆が達成感や一体感を得て、誰もが身近に運動・スポーツに親しめるようにすることで、ユニバーサルな地域の実現の一助となるよう取組みます。」に修正いたしました。</p>	B
27	<p>『2-4②障がい者スポーツ・ユニバーサルスポーツを活用した交流事業』はアクションプランでは「ボッチャの普及」になるのではないか、具体的に記載することを提案したい。</p>	<p>ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
28	<p>『3 スポーツによる地域経済の活性化』は湯の丸高原トレーニング施設に限定されている。また、本来のスポーツコミッションではなく狭義のスポーツコミッションが位置付けられている。</p>	<p>ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C
29	<p>『3-1①地域スポーツコミッションの支援』について、スポーツコミッションはスポーツ合宿やスポーツイベントの誘致、スポーツ・ツーリズムの推進、スポーツ交流の促進などを行い、地域の魅力をPRし、消費を促す。スポーツコミッションは地域の官民が連携して主体的に運営していくというもの。湯の丸高原のスポーツ合宿誘致等マネジメントに限るのはスポーツコミッションを矮小化している。本来東御市スポーツ推進計</p>	<p>ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	C

	画を受託し担う主体である。		
30	『3-1①地域スポーツコミッションの支援』の「地域の活性化に繋げてまいります」の任務分掌を記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
31	『3-1②湯の丸高原スポーツ交流施設等でのイベント開催や合宿受入』は『3-1①地域スポーツコミッションの支援』と同じ内容である。記載の主語、所管を記載することを提案したい。	『3-1①地域スポーツコミッションの支援 (P.17)』を「地域の活性化のため、スポーツ団体、企業(スポーツ産業、観光産業)、市等が一体となり、スポーツを観光資源とした新たなイベントの開催、スポーツ合宿誘致等のスポーツツーリズムに取り組むため、そのマネジメント機能を果たす「(一社)とうみ湯の丸高原スポーツコミッション」(以下、「スポーツコミッション」という。)の活動を支援します。」に修正いたしました。	B
32	『3-2①産官学等の連携による湯の丸高原での高地トレーニング及びツーリズムの知見蓄積』は『3-1①地域スポーツコミッションの支援』と同じ内容である。	『3-1②湯の丸高原スポーツ交流施設等でのイベント開催や合宿受入 (P.17)』に「スポーツコミッションを中心に、」を追記しました。	B
33	『3-2 スポーツを活かした地域の活性化』において専門機関の内容、スポーツを活かした起業を支援する環境整備を削除した理由を記載することを提案したい。	番号19と同様の回答です。	B
34	『3-2②専門機関等とのサポート連携協定の推進』は『3-2①産官学等の連携による湯の丸高原での高地トレーニング及びツーリズムの知見蓄積』と同じ内容である。	『3-2②専門機関等とのサポート連携協定の推進 (P.18)』の一部を「企業、専門機関等との連携協定の締結に取り組みます。」に修正いたしました。	B
35	『3-2 スポーツを活かした地域の活性化』において、企業、専門機関の内容、スポーツ医科学研究(運動・栄養等)と連携したビジネスの創出を削除した理由を記載することを提案	番号19と同様の回答です。	B

	したい。		
36	『4-1①トップレベルの競技スポーツの魅力に触れる機会の提供』において、スポーツ協会、スポーツコミッション、SanyTOMI、各種競技団体、企業等と連携しながらスポーツ環境の質的な充実とあるが、具体的に質の充実について記載することを提案したい。	『4-1①トップレベルの競技スポーツの魅力に触れる機会の提供(P.19)』の一部を「スポーツの魅力を積極的に発信するとともに本市への合宿誘致を通じて、トップレベルの選手・指導者を身近に見て触れる機会から本市の選手、指導者のレベルアップを図り、スポーツ環境の質の向上を図ります。」に修正いたしました。	B
37	『4 競技スポーツ人口の拡大と競技力向上』において、少年団・運動部活動等のレベルアップ支援、競技レベルに応じた練習環境に移行するための支援、を削除した理由を記載することを提案したい。	番号19と同様の回答です。	B
38	『4-2①競技レベルに応じた練習環境の充実』において、「アスリートが使用している施設」「専門家」について具体的に記載することを提案したい。	いただいたご意見を参考に行動計画(アクションプラン)で明示してまいります。	C
39	『4-2 高みを目指す人々への支援』において、高地トレーニング環境整備と連動したトップアスリートや指導者等の招聘、東御市、湯の丸高原へスポーツ合宿に訪れた選手やチームへの応援、を削除した理由を記載することを提案したい。	番号19と同様の回答です。	B
40	本計画におけるスポーツの範囲にある「スポーツ」や、「スポーツ施設等(ハード)の整備と活用」、「青壮年期のスポーツ活動の促進」をメインとする計画とすることを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
41	『1-3①望ましい運動部活動のための支援体制づくり』における国や県が示すガイドラインについて	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C

	「事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底」とあるが、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）「24 文科初第 1269 号平成 25 年 3 月 13 日」や長野県教育委員会「パワーハラスメント防止マニュアル」（2020 年 3 月改訂）等を記載することを提案したい。		
42	『第 4 章 2 施策の推進体制と役割』に、全国で起きている虐待事例の CaseStudy を担う部署の設置、相談窓口の設置を提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
43	学校、スポーツ現場において、体罰・ハラスメントの根絶を方策に取り組みすることを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。なお、『1-3 ①望ましい運動部活動のための支援体制づくり（P. 13）』に一部記載させていただいております。	C
44	スポーツ界の透明性向上のために「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞」（スポーツ庁策定）を用いた自己説明・公表の促進を計画に明記することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
45	『第 1 章 1（4）東御市の動向』に「アスリートのみならず市民や子供たちも安心して施設を利用できる環境」を整えるとの記載があるが、高地トレーニングのリスクやデメリットを記載することを提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C
46	高地トレーニングを利用する指導者や選手は、リスクやデメリットを把握し安全で健康管理上の注意を理解したうえで運用し活用することが求められるとの記載を提案したい。	ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。	C